## 事業所等で感染者が発生した場合

(ハイリスク施設、保育所、幼稚園、小学校等を除く)

これまで職場で感染者が出た場合は、濃厚接触者を特定し、一律に自宅待機等を求めてまいりましたが、今後はクラスターが発生した場合を除き、原則、保健所による濃厚接触者の特定・行動制限は行いません。

事業所の皆様におかれましては、引き続き感染対策の徹底をしていただくとともに、事業所内で感染者が発生した場合は、以下のご対応をお願いします。

- (1) 事業所等で感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はありません。
- (2) 事業所等で感染者と感染可能期間に接触があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間(目安として7日間)はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、事業所内に周知してください。
  - また、症状がある場合には、速やかに医療機関を受診することを促してください。
- (3) 事業所等で感染者と感染可能期間に接触があったもののうち、感染対策を行わずに飲食を 共にしたもの等は、一定期間(例えば5日間の待機に加えて自主的に検査など)の外出自 粛を含めた感染拡大防止対策を行ってください。

## 事業所内で感染者が発生した場合の対応について

## 感染可能期間

- □ 感染者が**有症状**の場合 症状が出現した日の2日前は 令和 年 月 日以降
- □ 感染者が**無症状**の場合 検査を受けた日の2日前は 令和 年 月 日以降

感染可能期間に、感染者と接触があった。

いいえ

はい

事業所内等で感染者の感染可能期間に、 感染者と、会話の際にマスクをしていな いなど、感染対策を行わず飲食を行わず 飲食を共にすることがあった。

いいえ

はい

一定期間(例えば5日間の自宅待機に加えて自主的に検査等)の外出を含めた感染拡大防止対策をとること。

引き続き、事業所内での感染対策を徹底 し、念のため感染者の最終出勤日から7 日間は事業所内で症状のある人がいない か確認してください。

- ・ 出勤を含む外出を制限する必要はありません。
- 一定の期間(目安として7日間)は ハイリスク者との接触を避ける等の 対応をしてください。
- ※いずれの場合も症状がある場合は、すぐに 医療機関を受診することを促してください。 かかりつけ医がない場合等はお住まいを 所管する受診相談センターへお電話ください。

愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト主な相談窓口 https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html





(令和4年3月25日作成)